

大阪労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
平成25年11月11日

【照会先】

大阪労働局職業安定部求職者支援課
(代表電話) 06-7663-6241
(直通電話) 06-7663-6245

求職者支援訓練に係る不正事案の公表について

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（以下「支援法」という。）に基づき実施している求職者支援訓練において不正事案が確認され、下記のとおり処分を行ったので公表します。

記

1 訓練実施機関等

- (1) 訓練実施機関 特定非営利活動法人全国8080運動推進協議会
(大阪市北区西天満6丁目7番2号新日本梅新ビル8階)
- (2) 代表者氏名 清水 大輔
- (3) 訓練実施施設 ①いきいき塾 梅新教室
大阪市北区西天満6丁目7番2号新日本梅新ビル
②いきいき塾 枚方教室
枚方市岡東町8番9号MKDビル

2 不正受給の態様

特定非営利活動法人全国8080運動推進協議会（以下「協議会」という。）が認定職業訓練実施奨励金（訓練実施機関に支払われるもの）^(注1)（以下「奨励金」という。）を不正に受給しようと企図し、協議会が実施する求職者支援訓練において、協議会関係者が訓練に出席しなくても職業訓練受講給付金がもらえると求職者等に持ちかけて、協議会が実施する訓練コースに対して訓練受講申込みをさせ、当該訓練コースに対する「認定職業訓練実施基本奨励金支給申請書」に出席状況を偽った関係書類を添付して当局に申請し、奨励金を不正に受給した、又はしようとした。

また、協議会は、架空受講者に対して、偽りの受講証明をした「職業訓練受講給付金支給申請書」を公共職業安定所に提出させ、職業訓練受講給付金（訓練受講者に支払われるもの）^(注2)（以下「給付金」という。）を不正に受給させていた、又はさせよう

とした。

3 奨励金に係る不正処分の内容

協議会が平成 24 年 1 月 5 日に提出した「認定職業訓練実施基本奨励金」の申請については、虚偽の内容により申請が行われたことが確認できたので、平成 25 年 9 月 13 日に支給を取消し、不正に受給した金額の返還命令を行うとともに、当該不正受給に係る求職者支援訓練の開始後に協議会が開始した全求職者支援訓練に係る奨励金も支給を取消し又は不支給とし、既払い額については返還命令を行った（返還命令額の合計は下記のとおり。）。

なお、同年 9 月 30 日に協議会に対し、欠格要件該当通知を行ったため、以後の求職者支援訓練の認定申請は全て不認定となる。

返還命令額 139,759,000 円

4 給付金に係る不正処分の内容

給付金を不正に受給したと疑われる者に対して、現在、各公共職業安定所で調査を行っている。

平成 25 年 10 月 31 日現在、113 名に対して不正受給処分を行い、不正に受給した金額の返還を命令するとともに、訓練実施機関と共謀するなど非常に悪質な不正受給であることから、不正に受給した金額の 2 倍に相当する額の納付を命令した。

なお、訓練実施機関である協議会に対しても不正受給者と同額の連帯返還命令及び連帯納付命令を行っている。

給付金の不正受給処分者数

計 113 名 返還命令額 39,032,099 円、納付命令額 78,064,198 円

5 不正受給再発防止対策

大阪労働局においては、今後、不正受給を防止するため以下のことに取組み、求職者支援制度の適切な運営に取り組んでまいります。

① 訓練実施機関、訓練受講者等に対する周知徹底

- ・ 不正受給を招くことのないよう、制度の内容及び趣旨の周知を徹底する。
- ・ 訓練受講者に対して、不正受給を行った場合、訓練実施機関との共謀によるものなど不正行為が悪質な場合、不正受給額の返還及び不正受給額の 2 倍相当額の納付命令に加えて告訴、告発を行うなどの厳正な処分が行われる旨を周知徹底する。
- ・ 訓練実施機関に対して、不正受給に対する厳正な処分が行われた本案件を事例として、説明会において周知徹底する。

併せて、職業訓練認定取消（以後、求職者支援訓練の認定が受けられない）、連帯返還命令及び告訴、告発の措置等を説明会において周知徹底する。

② 積極的な調査の実施

- ・ 疑義が生じた場合や不正受給に係る情報を把握した場合は、ハローワーク、労働局の職員が訓練実施施設等に対し、積極的な調査を行う。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する訓練実施施設に対する巡回調査に同行する回数を増やし、連携の更なる強化を図り、訓練の適正な実施についての状況確認を継続的かつ効果的に行う。

(注 1) 認定職業訓練実施奨励金

厚生労働大臣の認定を受け求職者支援訓練を適切に行った訓練実施機関のうち、支給要件を満たす訓練実施機関に対して、「認定職業訓練実施基本奨励金」と「認定職業訓練実施付加奨励金」が支給される。

・ 基本奨励金

受講生 1 人あたり、基礎コースで月額 6 万円、実践コースで月額 5 万円を支給

・ 付加奨励金（実践コースのみ対象）

訓練修了者及び就職による中退者の訓練修了 3 か月後の就職率に応じ、受講生 1 人あたり月額 1～2 万円を支給

※ 就職率 40%以上 55%未満…1 万円、55%以上…2 万円

就職率は雇用保険被保険者又は適用事業主になることを就職として算出

(注 2) 職業訓練受講給付金

職業訓練を通じて早期就職を目指す求職者に対して、公共職業安定所長が求職者支援訓練又は公共職業訓練への受講の指示を行い、支給要件を満たす者には訓練受講期間中に「職業訓練受講給付金」が支給される。

職業訓練受講給付金は、訓練開始日から 1 か月毎を支給単位期間として、職業訓練受講手当（月額 10 万円）及び通所手当（月額上限 42,500 円）が支給される。